北杜情審答申第２号
平成２４年１０月２２日

北杜市長　白　倉　政　司　様

北杜市情報公開・個人情報保護審査会
会　　長　　小　池　　光　夫

北杜市情報公開条例第１５条の規定に基づく諮問について（答申）

平成２４年８月２８日付け北杜税務第２１２号で諮問された北杜市情報公開条例に基づく一部開示決定に係る異議申立について、次のとおり答申します。

北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第２号)

平成２４年１０月２２日

北杜税務第１８２号一部非開示決定通知書に対する異議申し立ての件

１　異議申立の対象とされた情報

臨時の税務書類の作成等の許可書のうち、非開示決定された許可対象公務員である支所長の個人住所地

２　審査会の結論

北杜市長（以下「実施機関」という。）が交付した写しは、公文書の写しである。

３　異議申立の経緯

（１）　平成２４年７月２７日、異議申立人は、開示請求公文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、①各年度税務署による確定申告書の取扱い許可証明書、②各年度税務署による確定申告書の収受中継認可書（以下「開示請求公文書」という。）の公文書の開示請求を行った。

（２）　同年８月７日、実施機関は、開示請求公文書中の個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第５条第２号の規定に該当するとの判断により、各支所長の個人住所について一部非開示とし、条例第９条第１項に規定に基づき一部非開示決定通知（以下「本件一部非開示決定」という。）を送付した。

（３）　同年８月１０日、意義申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。このことに伴い、当審査会は、同年８月２８日付けで実施機関から条例第１５条の規定に基づく諮問を受けた。

４　両者の主張

（１）　異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

ア　異議申立人は、本件一部非開示決定によって、各支所長の住所欄が開示されないとすれば、それは、「公文書」には当たらず、ましてや、北杜市情報公開条例第２条第１項にいう「実施機関」とは、如何なる法令による機関であるのか明かではない。

イ　事実として、開示された文書は、如何なる事由からかマジックで隠蔽された部分があり、このような文書は、条例第２条第２項にいう「公文書」には当たらず、ましてや、「実施機関」であることの当否は別として、少なくとも、地方自治法に定める限りでは「実施機関」とする「機関」については不存在であるから、当該開示文書については、当該実施機関が作成し、又は取得した文書

等にも当たらず、「公文書」にも当たらないので、再度、本条第２項にいう「公文書」の開示を求める。

（２）　実施機関の主張

異議申立人に開示した文書は、各支所長の個人住所が、条例第５条第２号の規定に該当するため、条例第６条の規定により、非開示情報が記録されている部分をマジックで消去し一部開示したものである。よって、隠蔽したものでもなく、消去したからといって、東京国税局長が作成した公文書でなくなることではない。

５　審査会の判断理由

（１）　条例第２条第２項の該当性について

本件において、交付された写しの文書中に記載されている各支所長の個人住所について、条例第５条第２号に該当する個人に関する情報として非開示としたことが認められる。個人情報が記録された部分を、条例第６条中「非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ」の規定に基づきマジックで消去しているものであり、一部非開示情報が記録された部分をマジックで消去したからといっても、条例第２条第２項に規定している「実施機関職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」で、公文書であることに何ら違いはない。

したがって、異議申立人の異議理由は認められない。

６　結論

よって、当審査会は、上記第２項記載のとおり、実施機関の交付した写しは、公文書の写しと認めると判断した次第である。